

令和7年度市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

令和7年度市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業

2 事業目的・委託期間・業務内容

別紙「令和7年度市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業 仕様書」の通り

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 仙台市内に本店または支店（支社）、営業所があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税の滞納がないこと。

第3 スケジュール

内容	日程（令和7年）
(1) 企画提案募集開始	4月23日（水）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	5月8日（木）正午まで
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答	5月9日（金）（予定）
(4) 参加表明書の提出期限	5月14日（水） 5月19日（月）正午まで
(5) 企画提案書の提出期限	5月21日（水） 5月23日（金）正午まで
(6) 企画提案書の選考（※書面審査）	5月28日（水）
(7) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査）	6月3日（火）午後（予定）
(8) 企画提案書の選考結果の通知（予定）	6月4日（水）～
(9) 契約締結及び業務開始	6月中旬

※ 書面審査は、提案事業者が多数の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、対面による実施を予定。

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月8日(木) 正午まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「令和7年度市内飲食店を活用した東北の「美酒・美食」の魅力発信機能強化事業への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、以下日程に仙台市ホームページに掲載する。

令和7年5月9日(金)

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第2号) 1部
- ② 類似業務受注実績(様式第3号) 9部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。

(2) 提出期限

令和7年5月~~14日(水)~~19日(月) 正午まで

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式第4号) 1部
- ② 企画提案書 9部
 - (任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む)

(2) 提出期限

令和7年5月~~21日(水)~~23日(金) 正午まで(必着)

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおりとし、考え方や手法について具体的に記載すること。

(1) 表紙
「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX 番号、メールアドレス）」等
(2) 目次
目次
(3) 与件の整理
事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について
(4) 業務の全体計画
① 業務全体の流れ・目的達成のための基本方針（フロー図等を用いて）について
② 業務実施のスケジュールについて
(5) 業務内容別の説明
① 仙台市内飲食店における「美酒・美食」を味わえるフェアの開催 - 仙台市内中心部の飲食店を活用した東北各地の「美酒・美食」を味わえるフェア開催の考え方及び具体的な手法、想定する数値（アウトプット及びアウトカム）について - フェアで提供する特別メニューやメニューに使用する食材や酒類の選定、提供に係る考え方や手法について
② 現地への送誘客に資する取組みの提案 フェア期間中に実施する現地送客に資する取組により見込まれる効果および効果測定の方法や手法について
③ 情報発信・プロモーションの実施 各回のフェアが同一の企画として認識されるような、ウェブや SNS、新聞広告等を活用した一体的な情報発信について
④ 独自提案 本業務の目的達成に資する取組の提案について
(6) 事業の実施体制
① 人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について
② 本業務と類似の業務実績に関する概要と貴社における評価について
(7) 見積書
① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）
② 上記（5）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。

- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階
 仙台市文化観光局東北連携推進室 平山・佐藤
 電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和7年6月3日（火） 午後（予定）

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

項 目		配点
目的理解及び 実施体制	- 業務目的を理解しており、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか - 実施体制、スケジュール等の業務環境が業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか - ターゲットが明確に定義され、そのニーズ等に基づいた実施内容が適切なものであるか	15
仙台市内飲食店における「美酒・美食」を味わえるフェアの	- 仙台市内中心部の飲食店を活用した東北各地の「美酒・美食」を味わえるフェア開催の考え方や手法が具体的かつ効果的か - フェアで提供する特別メニューやメニューに使用する食材や酒	30

開催	類の選定、提供に係る考え方や手法が具体的かつ効果的か ・ フェアの開催により見込まれるとされている効果が具体的かつ効果的か	
現地への送誘客に資する取組みの提案・実施	・ 現地への送客に資する取組みの考え方や手法が具体的かつ効果的か ・ 現地への送客に資する取組みにより見込まれるとされている効果が具体的かつ合理的か ・ 現地への送客に資する取組みにより見込まれるとされている効果の測定・分析の手法が具体的かつ合理的か	25
情報発信・プロモーションの実施	・ 各回のフェアが同一の企画として認識されるウェブやSNS、新聞広告等を活用した一体的な情報発信の考え方や手法が具体的かつ効果的か	10
独自提案	・ 本事業の目的達成に資する取組みの考え方や手法が具体的かつ効果的か	10
見積額の妥当性	・ 提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか	10

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 その他

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。